

厚生労働省「ものづくりマイスター」による実技指導のご案内

(企業編)

静岡県地域技能振興コーナー
(静岡県職業能力開発協会)

ものづくりなどに関して優れた技能や経験を有する方々を厚生労働省「ものづくりマイスター」として認定しています。その「ものづくりマイスター」を中小企業等に派遣させていただき、技能検定や技能競技大会の課題等を活用し、若年技能者に対してに実技指導を行うことにより、効果的な技能の継承や後継者の育成を行うものです。

なお、昨年度にマイスター派遣指導実績のある中小企業等は、漫然としたマイスター派遣の繰り返しとならないことが確認できれば可能となりました。

- 派遣対象： 中小企業（中小企業基本法第2条に定める中小企業者）
- 指導対象者： 35歳未満の若年技能者。ただし、35歳以上であっても当該職種の技能が十分でないと認められる者であれば受講することが可能となる場合がありますので御相談ください。
また実技指導は1名から利用可能ですが、基本的には複数人での受講をお願いします。
- 指導内容： 技能検定2級～3級程度のレベルを目安とします。
- 指導回数： 派遣指導1件につき20回を上限とします。

- 2 費用
- 経費： 実技指導に必要なマイスターへの謝金や旅費は、当協会が負担します。
 - 材料費補助： 指導対象者1人1日当たり、2,000円（税抜）を上限に当協会が負担します。
ただし、工具や書籍等の購入費は負担できません。
材料の手配は、依頼元の事業所にてお願い致します。
材料購入時の請求書は「静岡県職業能力開発協会長」宛にしてください。
 - 傷害保険費： 万一の事故に備え、当協会負担で受講者及び設備の保険に加入します。

- 3 その他
- 実技指導会場： 原則として、受講者の事業所等で実施していただきます。
- 安全な指導のために、1日の実技指導は3時間程度を目安としています。
- 受講者数、指導内容、利用する設備数等を総合的に判断し、適切な受講者数に分割したり、複数のマイスターや補助者による指導体制にして実施する場合があります。

4 実技指導の流れ図

